

経済産業省

20201203電委第1号
令和2年12月7日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた経済産業省令の
改正に関する建議について

電力・ガス取引監視等委員会（以下「本委員会」という。）は、経済産業大臣及び各経済産業局長等からの意見の求めに応じ、ガス導管事業者の収支状況の事後評価を実施しています。本委員会は、各事業者の収支状況の分析を行ったところ、以下の内容を定めるよう省令を改正することが、ガスの適正な取引の確保を図るために必要であると認めるため、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第180条第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

記

特定ガス導管事業者（一般ガス導管事業を営む者を除く。）が、託送供給約款又は託送供給約款以外のガスの供給に係る契約の定めるところにより、導管その他の設備の工事に関する費用として特定ガス導管事業者以外の者から提供を受けた金銭又は資材については、託送収支計算書上、当期に一括して整理することではなく、法人税法の定める耐用年数等により分割して整理できるようにすること。